平成２２年（フ）第３７７号
香川県東かがわ市中筋63番地２、住民票上の住所香川県東かがわ市白鳥798番地１
債務者　石井由美子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３９１号
香川県高松市東山崎町514番地市住41―201
債務者　吉本千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３９７号
香川県高松市香南町吉光448番地
債務者　中原　民江
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４０３号
長崎県長崎市三川町777番地15
債務者　中島　雅美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
長崎県長崎市川平町383番地９
債務者　深井　清人
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６７号
長崎県長崎市界１丁目４番17号、旧住所長崎県長崎市魚の町６番15―503号
債務者　堤　　清朝
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
長崎県長崎市界１丁目４番17号、旧住所長崎県長崎市魚の町６番15―503号
債務者　堤　　敏子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
長崎県長崎市戸町２丁目20番57―405号
債務者　三輪　尚美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
長崎県長崎市岩屋町５番19号
債務者　中道　良子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
愛知県豊川市下野川町１丁目５番地　ＩＭハイツ下野川103号
債務者　夏目　光寿
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１９７号
山口県周南市大字徳山757番地　市営高尾住宅２―302号、前住所山口県防府市大字新田925番地の２　県住Ｄ棟404号
債務者　鰍木　　忍
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２９８号
熊本市大江３丁目４番48号　ロイヤルハイツ熊本Ｂ―105
債務者　岡田陽一郎
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７０６号
熊本市四方寄町132番地108
債務者　那須　邦広
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８０７号
熊本市上ノ郷１丁目11番35号
債務者　片山ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８４７号
熊本県上益城郡益城町大字安永640番地
債務者　和田　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２５６号
北海道苫小牧市幸町１丁目４番３号　カーサピーノ203号
債務者　森谷　美佳
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２６５号
北海道苫小牧市住吉町１丁目３番３―505号
債務者　日置　順子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部